

令和6年第3回

島田市教育委員会定例会

令和6年3月28日



## 令和6年第3回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和6年3月28日（木）午後2時00分～午後~~4時30分~~

会場：市役所本庁舎 第2委員会室（4階）

3 52

### 1 開 会

### 2 会期及び会議時間の決定

### 3 会議録署名人の指名

### 4 教育部長報告

### 5 事務事業報告

(1)教育総務課 (2)学校教育課 (3)学校給食課

(4)社会教育課 (5)スポーツ振興課 (6)図書館課

### 6 連携報告

(1)文化振興課 (2)博物館課

### 7 付議事項

(1)令和6年度島田市教育の施策の概要について

(2)島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則の制定について

(3)学校医の変更及び委嘱について

(4)学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

(5)県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(6)島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

(7)島田市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について

(8)島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

(9)地域学校協働活動推進員及び島田市地域と学校の連携・協働体制構築事業運営委員会運営委員の委嘱又は任命について

(10)島田市ペアレントサポーターの委嘱について

(11)少年育成教室「しまだガンバ！」指導員の委嘱について

(12)六合公民館運営審議会委員の委嘱について

(13)初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

(14)島田市スポーツ推進委員の委嘱について

### 8 協議事項

(1)しまだの教育（リーフレット）について

9 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について

- (1)事務局から提案するもの
- (2)各委員が提案するもの

10 報告事項

- (1)島田市教育DXフェローの委嘱について
- (2)令和6年2月分の生徒指導について
- (3)島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- (4)島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱の一部改正について
- (5)公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について
- (6)島田市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則の制定について

11 その他

- ・会議日程について

(次回) 第4回島田市教育委員会定例会

日時 令和6年4月23日(火)午後2時00分～午後4時00分

会場 市役所本庁舎 第2委員会室(4階)

(次々回) 第5回島田市教育委員会定例会

日時 令和6年5月23日(木)午後2時00分～午後4時00分

会場 市役所本庁舎 第3委員会室

12 閉会

# 教育部長報告

## 一 般 質 問 （令和6年2月市議会定例会）

### 2. 13番 清水唯史議員（一問一答）

#### 1 令和6年度施政方針について

市長は「挑戦、このまちの未来のために」と令和6年度一般会計当初予算をはじめとする予算の提出とともに市政運営の方針を施政方針として示された。

新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵攻などの世界情勢の影響による燃料費等の物価高騰など、市民生活への影響から脱却する年とならなければならないと思われる。市長の挑戦の姿勢を伺うため以下質問する。

<質 問>

(5) 「しまだを支えるひとづくり」について

① 令和6年4月より現在の県立金谷高校の跡地に開校される「静岡県立ふじのくに国際高等学校」と島田市の連携について伺う。

ア ふじのくに国際高等学校の概要を伺う。

<答 弁>

ふじのくに国際高等学校は、令和6年4月から現在の金谷高等学校の場所に開校する県立高等学校です。生徒が自分のペースで時間割を選択することができる単位制高校です。朝から通学、昼から通学、夕方から通学など、個人の選択で学ぶことができます。

また、地域と連携した探究的な学習や特別活動等を通して生徒の課題解決能力を養い、積極的に地域と関わりを持ち、貢献できる人材の育成を目指しています。さらに、令和8年度に「国際バカロレア教育」を導入する予定です。

<質 問>

イ ふじのくに国際高等学校との具体的連携について伺う。

<答 弁>

ふじのくに国際高等学校の特色である探究的な学びの取組について研修を深めていきたいと考えています。探究的な学びの進め方について情報交換をしたり、中学生が同校の発表会に参加したりすることで島田市の探究的な学びの質を高めていきたいと考えています。さらに、今後、国際バカロレア教育についても理解を深めていきます。

### 6. 20番 青山真虎議員（包括）

#### 3 自治会再編の必要性や子供会の継続が厳しい地区について

<質 問>

自治会の再編を考える時期にきている。金谷元町自治会の関係者7人に呼ばれて話を聞きに行ったところ「自治会活動が限界にきている。昔のように町内会活動だけに戻してほしい」と相談を受けた。多くの役員を70代中盤から後半が担っており、坂を登って

回覧板を置きに行くにも苦労している。会合に参加しても説明内容の意味が分からないとか、会合や、書類提出にタクシーを使う負担も大きく、再編しなければ個人の生活をさらに圧迫させる。現在自治会の再編を考えている自治会や町内会は市内に幾つあるか。再編の必要性について伺う。また自治会同様、少子化の影響で子供会の負担が大きくなってしまった地区が出てきており、存続できない旨の相談があちこち出ている。時代とともに情報共有の方法も変わった中で、自治会、子供会は無理をして続けなければならない活動なのか伺う。やめた場合、ペナルティはあるか。

<答 弁>

自治会・町内会の再編は、持続可能な地域活動をするための手段の1つと考えていますが、個人の考え方や地域の特性によって状況が異なるため、そこに住む市民の話し合いと理解が不可欠となります。

役員の数や活動内容を工夫し、取り組んでいる自治会等もあると聞いていますので、再編だけが地域活動を維持する手段ではないと考えています。このように地域では、その時々で状況が変化しているため、再編を考えている自治会の数は把握できていません。市としましても時代に合わせ、持続可能な地域活動となるよう必要なサポートをしています。

また、子ども会の活動は、地域との交流を深めるとともに、様々な年齢の子ども達との活動を通して成長する、大変貴重な機会となっています。

自治会・町内会、子ども会などの団体は、地域の必要性に基づき組織されているため、無理をして今までどおり続けなければならない活動ではありませんが、地域でのつながりや助け合いは、どの地域でも必要であると考えますので、これらの活動は維持していただくことが望ましいと考えています。

## 7. 17番 山本孝夫議員（一問一答）

### 2 中学校部活動の今後の計画について

中学校部活動については令和4年9月定例会で私が、令和5年9月定例会では同僚議員が一般質問をされた。この1年間で文部科学省からの通達内容が変わり、実施目標が令和7年度から令和9年度に変わった。文部科学省もどのように進めていけばよいか迷っているようにも思われる。立案する側の国と地方の現場の状況があまりに違うからではないだろうか。働き方改革で教員の負担をなくすことが先行し、実際その時に就学している中学生が十分な部活動ができているのだろうかと疑問を持つ。国の情報を待つのではなく、将来は地域移行することが決まっているため、島田市として先行してでも計画を立て組織を作って具体的にすすめて行くべきと考え、以下質問する。

<質 問>

(1) 私が質問した令和4年度は何を行ったか。

<答 弁>

令和4年度は、22の関係団体等で構成した島田市地域部活動連絡協議会準備会を開催し、部活動の地域移行の方法及び中学生の受入れ方式をテーマに意見交換を行いました。また、野球、女子バレー、サッカーなどで合同部活動を試行し、活動した生徒やその保護者にアンケート調査を実施しました。

<質 問>

(2) 令和5年度は何を行ったか。

<答 弁>

令和5年度は、島田市新たな地域クラブ連絡協議会を設置し、代表会議と専門会議をそれぞれ年2回開催しました。

また、小学校5年生・6年生とその保護者、中学校1年生・2年生とその保護者、小中学校教員を対象にしたアンケート調査を実施し、実態把握を行いました。

本年1月には、総合教育会議での議題として取り上げ、今後の学校部活動と地域クラブ活動の在り方について協議をしました。

並行して、年間を通して、学校教育課、スポーツ振興課、文化振興課が各関係団体とそれぞれ協議を重ねてきました。

<質 問>

(3) 同僚議員が質問を行った令和5年9月の時点では、新規にせよ既存にせよ、どの組織がこれを取りまとめていくのか未整備であったが、現在はそれが決まったか。

<答 弁>

現在、新たな地域クラブ活動の設置に向けて、実施主体者をどうするか、運営や指導等の人材確保をどうするかなどについて、連絡協議会で意見交換をしているところです。

これらのとりまとめは、事務局である学校教育課を中心にスポーツ振興課、文化振興課が連携しながら進めています。

<質 問>

(4) 最も高いハードルになっているのはどのようなことか。

<答 弁>

学校部活動に代わって、中学生の受け皿となる地域クラブ活動の運営団体や指導者の確保が、最大の課題であると考えています。

<質 問>

(5) それを解決するには早急に何をやる予定か。

<答 弁>

現在ある学校部活動の種目ごとに、各種団体の代表者と中学校管理職、中学校教員代表者で、休日における地域クラブ活動の設置に向けた具体的な協議を行う予定です。

<質 問>

(6) 最終年度を令和9年度としても、6年度は何を、7年度は何を、8年度は何をして、最終年度に仕上げる計画か。

<答 弁>



令和6年度から、各種団体の代表者と中学校管理職、中学校教員代表者で、具体的な協議を進めていきます。令和7年度以降においては、挙げられた課題について、個別具体的に対応していく予定です。こうした流れの中で、準備ができたところから、令和9年度の夏を待たずに、地域クラブを設置していくことを考えています。

## 8. 10番 桜井洋子議員（一問一答）

### 2 不登校の子どもへの支援について

先般、文部科学省は令和4年度の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人、うち、学校内外で相談を受けてない児童生徒数が約11万4千人、うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9千人と過去最多の高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題であると報じた。不登校の広がり、学校や社会、家庭が子どもにとって息苦しい場所になっていることの表れであり、子どもの成長発達を保障し、学びを保障するきめ細かな支援が必要である。市の不登校対策について以下伺う。

<質問>

(1) 市内の小・中学校の不登校児童生徒数はどのように推移しているか。

<答弁>

市内の小中学校の不登校児童生徒数は、年々増加する傾向にあります。

例えば、平成30年度から令和4年度までの直近の5年間においては、年間30日以上欠席した不登校の児童生徒数は、平成30年度では小学校で44人、中学校で69人であったのに対し、令和4年度では、小学校で73人、中学校で140人と増加しています。

<質問>

(2) 不登校の原因をどのように捉えているか。

<答弁>

不登校の原因は多岐に渡り、また複合する場合もあり、原因の特定が困難な場合もあると捉えています。学校では、「学校における人間関係」をはじめ、「あそび・非行」「無気力」「不安」などを、本人に係る原因として考え、また、学校や家庭に係る原因としては、「いじめ」「いじめを除く友人関係」「教職員との関係」「学業不振」「進路に係る不安」「クラブ活動、部活動への不適應」「学校の決まり等をめぐる問題」「入学、転編入学、進級時の不適應」「家庭に係る状況」などを考えています。

<質問>

(3) 校内の別室への登校も含む登校支援はどのような体制で、どのように行われているか。

<答弁>

不登校児童生徒に対して、担任や学校教育支援員による日々の支援、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、人的な支援を実施しています。また、一人一台端末や校内の別室の整備、教育センター内のチャレンジ教室における学習支援等を実施しています。

<質 問>

(4) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携はできているか。

<答 弁>

学校は、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携を行っています。スクールソーシャルワーカーは福祉的な立場から、スクールカウンセラーは心理的な立場から、児童生徒や保護者を支援する体制をつくっています。

<質 問>

(5) 校外のフリースクールなど他機関への対応はどのようになっているか。

<答 弁>

本市における他機関への対応として、NPO法人もみの木の「もみの木学級」との連携があります。「もみの木学級」では、通っている児童生徒の学習等の状況について、定期的に学校と連絡をとり、報告をしています。学校は報告された内容を活用し、児童生徒への支援を行っています。

<質 問>

(6) 新規事業として出された学びの多様化学校の調査研究とは何か。

<答 弁>

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、夢や目標に挑戦できるように、本人が学びたいと思った時に学べるような環境を整えるため、島田市において何ができるのかを調査研究していきます。

## 議案質疑（令和6年2月市議会定例会）

### 2. 17番 山本孝夫議員

<質問>

- 歳出10款教育費（説明書184・185ページ、概要書214・215ページ） 6項2目 体育施設費中、金谷体育センター管理運営経費について
- (1) 施設管理に要する経費の内容を伺う。

<答弁>

計上してあります517,000円の内容は、需用費につきましては金谷体育センター内に設置してあるAEDの패드及びバッテリーの交換、役務費につきましては火災保険料、委託料につきましてはLED照明サービス委託料です。

中華民國政府外交部 駐美領事館 領事官 啟

民國三十三年一月一日

啟者：本館奉准辦理領事官職務，凡我僑胞如有任何關於領事事務之諮詢，請逕向本館洽詢，定當竭誠服務。特此公告。

# 事務事業報告

## 事務事業の概要

教育総務課

### 実施（2月22日～3月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月22日	木	第2回教育委員会定例会	山の家第2集会室
2月29日	木	第1回教育委員会臨時会	市役所会議室
3月5日	火	校舎等改築工事監理業務委託出来高検査	第一小学校
		校舎等解体工事出来高検査	
3月6日	水	井水ポンプ等取替工事完成検査	六合小学校
3月15日	金	第2回教育委員会臨時会	市役所会議室
3月27日	水	グラウンド整備工事实施設計業務委託 完成検査	五和小学校

### 予定（3月28日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月28日	木	第3回教育委員会定例会	市役所会議室
4月1日	月	教育委員会辞令交付式	市役所会議室
4月8日	月	開校式	第一小学校
4月10日	水	市町教育委員会教育長会	静岡市
4月22日	月	静岡県都市教育長協議会総会	沼津市

## 事 務 事 業 の 概 要

学校教育課

実 施（2月22日～3月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	土	サタデーオープンスクール⑭ (参加者：5人)	伊久美地区
3月2日	土	学校祭（伊久美小）	
3月4日	月	代休（伊久美小）	
3月9日	土	サタデーオープンスクール⑮ (参加者：5人)	伊久美地区
3月14日	木	卒業式（第一小、伊太小、神座小） 修了式（相賀小、伊久美小）	
3月15日	金	卒業式（相賀小、伊久美小） 修了式（第一小、六合小、伊太小、神座小、六合東小）	
3月18日	月	卒業式（第二小、第三小、第四小、六合小、大津小、初倉小、第五小、初倉南小、六合東小、金谷小、五和小、川根小） 修了式（第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中、川根中）	
3月19日	火	卒業式（第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中、川根中） 修了式（第二小、第三小、第四小、大津小、初倉小、第五小、初倉南小、金谷小、五和小、川根小）	
3月22日	金	第4回島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会	市役所会議室
3月23日	土	閉校記念式典	伊久美小学校
		〃	神座小学校
3月24日	日	〃	相賀小学校
		〃	伊太小学校
3月27日	水	閉校式	第一小学校

予 定（3月28日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月4日	木	始業式（第一中、第二中、金谷中）	
4月5日	金	始業式（第四小、大津小、第五小、川根小、六合中、初倉中、川根中）	
		入学式（第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中、川根中）	

月 日	曜日	事 項	場 所
4月8日	月	開校式（第一小） 始業式（第一小、第二小、第三小、初倉小 初倉南小、六合東小、金谷小、五和小） 入学式（第二小、第三小、第四小、大津小 第五小、川根小）	
4月9日	火	始業式（六合小） 入学式（第一小、六合小、初倉小、初倉南 小、六合東小、金谷小、五和小）	伊久美地区
4月20日	土	休日参観（第一小、川根小）	
4月22日	月	代休（第一小、川根小）	



## 事 務 事 業 の 概 要

学校給食課

### 実 施 (2月22日～3月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月7日	木	物資選定会(5月分)	中部学校給食センター
3月15日	金	令和5年度学校給食最終日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
3月18日	月	島田市学校給食地産地消推進連絡会	中部学校給食センター
3月19日	火	献立会議(6月分)	中部学校給食センター

### 予 定 (3月28日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月4日	木	物資選定会(6月分)	中部学校給食センター
4月5日	金	衛生研修会	南部学校給食センター
4月11日	木	令和6年度学校給食開始日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
4月16日	火	給食主任者会議	中部学校給食センター
		献立会議(7月分)	中部学校給食センター

## 事 務 事 業 の 概 要

社会教育課

実 施 (2月22日～3月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月22日	木	第10回中央高齢者学級「楽器と歌を楽しみ毎日をいきいき♪」 (参加者:18人)	しまだ楽習センター
		親学講座 (受講者:13人)	川根小学校
		初倉公民館 社会教育講座 「役立つ習字」(8回目) (第4木曜日、全8回) (受講者:6人)	初倉公民館
		川根地区センター すこやか学級 「脳も身体も元気に講座」(出席者:17人)	川根地区センター
		家庭教育学級閉講式 (参加者:10人) " (参加者:9人) " (参加者:25人) " (参加者:15人)	伊太小学校 神座小学校 島田第一小学校 島田第二小学校
2月24日	土	六合公民館 社会教育講座 「六合子どもチャレンジクラブ閉講座式」 (月1回、全8回) (受講者:72人)	六合公民館
		初倉公民館 社会教育講座 「健康体操」(8回目) (第4土曜日、全8回) (受講者:14人)	初倉公民館
2月26日	月	親学講座 (受講者:36人)	第三小学校
2月27日	火	「高齢者学級(ほほえみ学級)」 【閉級式・移動学習(富士山世界遺産センター)】 (受講者:24人)	北部ふれあいセンター
2月28日	水	初倉公民館 社会教育講座 「女性トランポウオークB」(8回目) (第4水曜日、全8回) (受講者:8人)	初倉公民館
		第6期初めて0歳児をもつ親の講座 (4回目/全4回) (受講者:5組10人)	保健福祉センター
3月2日	土	家庭教育学級閉講式 (参加者:21人)	伊久美小学校
3月2日～ 3月3日	土 日	生涯学習大会フェスタしまだ2024! (参加者:900人)	夢づくり会館
3月3日	日	青年ボランティア講座 第11回活動 「フェスタしまだの人気イベントをやろう!」 (受講者:1人)	夢づくり会館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月5日	火	六合公民館 高齢者学級 「リズム体操教室」 (参加者：19人)	六合公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講者：6人)	北部ふれあいセンター
3月7日	木	青少年育成支援センター運営協議会 正副会長候補者選考委員会 (参加者：7人)	市役所会議室
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 (参加者：8人)	六合公民館
3月8日	金	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ教室」 (参加者：25人)	六合公民館
		初倉公民館 生涯学級講座 「中国古典舞と太極拳及び閉級式」 (受講者：49人)	初倉公民館
3月9日～ 3月10日	土 日	東海道金谷宿大学成果発表会 (参加者800人)	夢づくり会館
3月10日	日	六合公民館 調理実習室利用者会議 (利用説明会及び清掃活動) (出席者：12人)	六合公民館
3月12日	火	六合公民館 高齢者学級 「手芸教室」 (参加者：7人)	六合公民館
		ペアレントサポーター定例会⑤ (出席者：6人)	市役所会議室
		家庭教育推進グループ定例会 (出席者：7人)	市役所会議室
3月13日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 (参加者：5人)	六合公民館
		初倉公民館 市民学級 閉級式 (参加者：22人)	愛知方面
		川根地区センター 市民学級 「料理講座」、閉級式 (参加者：11人)	川根文化センター
3月14日	木	六合公民館 高齢者学級 閉級式 (参加者：67人)	六合公民館
		六合公民館 社会教育講座 (全8回) 「男の料理教室 (第8回)」 (受講者：14人)	六合公民館
		子育て広場「ぐう・ちよき・ばあ」 (参加者：12組27人)	第四小学校

月 日	曜日	事 項	場 所
3月14日	木	初倉公民館 社会教育講座 「身近な基本の絵手紙」(9回目) (第2木曜日、全9回) (受講者:11人)	初倉公民館
3月15日	金	川根地区センター 里山ウォーキング 「抜里寺山ハイキング、閉級式」 (出席者:13人)	川根町抜里地内
3月16日	土	六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」 (参加者:3人)	六合公民館
3月19日	火	大津農村環境改善センター 高齢者学級 閉級式・定例会「サクソフォン演奏鑑賞」 (参加者:25人)	大津農村環境改善センター
		島田市放課後子供教室推進事業運営委員会 (出席者:6人)	初倉公民館
3月21日	木	六合公民館 市民学級 閉級式 (参加者:20人)	六合公民館
		ゆったり座談会(不登校・ひきこもり家族 教室) (参加者:3人)	市役所会議室
		川根地区センター すこやか学級 「グランドゴルフ」、閉級式 (参加者:6人)	川根町身成地内
3月26日	火	伊久身農村環境改善センター 社会教育講 座「春休み科学教室」 (受講者:10人)	伊久身農村環境改善センター

予 定 (3月28日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月3日	水	第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (1回目/全4回) (受講予定:20組40人)	保健福祉センター
4月9日	火	家庭教育推進グループ定例会 (出席予定:13人)	市役所会議室
4月10日	水	第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (2回目/全4回) (受講予定:20組40人)	保健福祉センター
4月11日	木	子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定:15組30人)	第一中学校
		第1回地域学校協働本部運営委員会 (出席予定:25人)	市役所会議室

月 日	曜日	事 項	場 所
4月11日	木	青少年育成支援センター学区会 「川根中学校区」 (出席予定：18人)	川根地区センター
4月12日	金	青少年育成支援センター学区会 「金谷中学校区」 (出席予定：31人)	金谷公民館
4月15日	月	第1回家庭教育学級担当者合同会議 (出席予定：55人)	プラザおおるり
4月16日	火	青少年育成支援センター学区会 「初倉中学校区」 (出席予定：27人)	初倉公民館
4月17日	水	第1期初めて0歳児をもつ親の講座 (3回目/全4回) (受講予定：20組40人)	保健福祉センター
4月18日	木	第1回ペアレントサポーター定例会 (出席予定：15人)	市役所会議室
		青少年育成支援センター学区会 「第一中学校区」 (出席予定：43人)	第一中学校
4月19日	金	青少年育成支援センター学区会 「第二中学校区」 (出席予定：35人)	市役所会議室

## 事務事業の概要

スポーツ振興課

### 実施（2月22日～3月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月22日	木	スポーツ推進委員2月定例会 (参加者：27人)	市役所会議室
2月24日	土	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会交流会 (参加者：77人)	藤枝市
2月29日	木	ランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者：18人)	金谷体育センター
3月5日	火	みんなで歩こうランポウォーク 第1回実行委員会 (参加者：12人)	市役所会議室
3月7日	木	ランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者：14人)	金谷体育センター
3月14日	木	島田市スポーツ賞表彰式 (参加者：151人)	プラザおおるり
		ランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者：15人)	金谷体育センター
3月16日	土	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 理事会 (参加者：9人)	藤枝市
3月19日	火	スポーツ推進委員3月定例会 (参加者：27人)	市役所会議室
3月21日	木	ランポウォーク教室 ※毎週木曜 全5回 (参加者：14人)	金谷体育センター

### 予定（3月28日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月8日	月	スポーツ推進委員委嘱状交付式及び4月 定例会 (参加予定：31人)	市役所会議室
4月11日	木	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 第1回理事会・専門部会 (参加予定：18人)	市役所会議室
4月12日	金	スポーツ推進委員 新人研修会 (参加予定：10人)	プラザおおるり
4月16日	火	男のランポウォーク教室筋トレプラス ※毎週火曜 全3回 (参加予定：20人)	ローズアリーナ
4月17日	水	スポーツ推進委員 ストレッチ講習会 (参加予定：29人)	ローズアリーナ

## 事務事業の概要

図書館課

実績（2月22日～3月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月16日～ 3月3日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館
1月25日～ 2月29日	木 木	「科学道100冊2023」展示	島田図書館
2月1日～ 2月29日	木 木	特集コーナー設置 一般：「●●図鑑(こんな図鑑あるんだ)」 児童：「ねこの日」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「富士山」 児童：「ぞうさんのおはなし」 「お姉さん・お兄さんになる本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「絵手紙をかいてみよう」 児童：「雪(ゆき)の本、集めました！」 「せつぶん・おにの本」	川根図書館
2月7日～ 2月27日	水 火	「さわるバリアフリー絵本展」 静岡福祉大学共催	島田図書館
2月22日～ 3月12日	木 火	展示コーナー 「たんぽぽ絵画・造形展」	金谷図書館
3月1日～ 3月31日	金 日	特集コーナー設置 一般：「サクラ咲け！（サクラ色の本集めました）」 児童：「卒業、入学」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「なぞとき・たんていの本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「野菜作り」 児童：「ありがとう・さよなら・またね♡」	川根図書館
3月5日	火	ブックスタート（参加者：22人）	保健福祉センター
3月6日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月7日	木	おはなし宅配便 (参加者：48人)	金谷中央保育園
3月12日	火	ブックスタート (参加者：23人)	保健福祉センター
3月14日～ 3月30日	木 土	展示コーナー 「写団茶の実習作展」	金谷図書館

予 定 (3月28日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
4月2日～ 4月30日	火	特集コーナー設置	島田図書館
	火	一般：「ほろ酔い読書」 児童：「春を感じよう (花・サクラ・菜の花・お弁当)」	
		特集コーナー設置 一般：「発達障害啓発週間」 児童：「パン・パン・パンの日」 「本を開けば楽しい世界・かどのえいこさん」	
		特集コーナー設置 一般：「なつかしの昭和」 児童：「春 (はる) は、ぼかぼか」 「ドキドキ、わくわく、一年生」	川根図書館
4月3日～ 4月23日	水 火	展示コーナー 「みんなの文化祭」 vol. 4	金谷図書館
4月3日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館
4月9日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月12日	金	高齢者おはなし会 (参加予定：10人)	ふれあい健康プラザ
		もみの木学級おはなし会 (参加予定：10人)	金谷図書館
4月16日	火	ブックスタート	保健福祉センター
		おはなし宅配便 (参加予定：29人)	たけのこ保育園
4月17日	水	おはなし宅配便 (参加予定：56人)	五和保育園
4月20日～ 5月12日	土 日	「こどもの読書週間」関連行事 クローバーカード	金谷図書館



# 連 携 報 告

## 令和6年3月分報告分の事務事業について

## 実施（2月22日～3月27日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月10日～ 3月17日	土 日	UNMANNED無人駅の芸術祭／大井川2024 ～島田市補助事業～	大井川鉄道無人駅 周辺
2月23日	金	あなたと出会うコンサートin島田 (参加者：300人)	プラザおおるり
2月24日	土	ベーゼンドルファーを弾こう (参加者：9人)	プラザおおるり
3月1日	金	島田市学生親善使節（リッチモンド市） 海外旅行基礎英会話教室2 (参加者：10人)	プラザおおるり
3月5日	火	春風亭一之輔独演会 (参加者：661人)	プラザおおるり
3月9日	土	NHK真打ち競演公開収録 (参加者：514人)	プラザおおるり
		島田市学生親善使節（リッチモンド市） ハッピーフライトパーティー (参加者：10人)	幸町公会堂
3月12日	火	島田市学生親善使節（リッチモンド市） 市長表敬訪問 (参加者：10人)	市役所応接室
3月15日	金	島田市学生親善使節（リッチモンド市） 海外旅行基礎英会話教室3 (参加者：12人)	プラザおおるり
3月16日	土	プラザおおるり体操教室発表会 (参加者：300人)	プラザおおるり
3月17日	日	ベーゼンドルファーを弾こう (参加者：9人)	プラザおおるり
3月20日～ 3月30日	水 日	島田市学生親善使節派遣 (参加者：8人)	米国リッチモン ド市
3月23日～ 4月7日	土 日	大井川流域の里山風景画展	川根文化センタ ー

## 予定（3月28日～4月22日）

月 日	曜日	事 項	場 所
4月1日	月	プラザおおるり新会議室、市民交流スペース 供用開始	プラザおおるり
4月7日	日	かわねこどもまつり	川根文化センタ ー

月 日	曜日	事 項	場 所
4月13日	土	ベーゼンドルファーを弾こう (参加予定：9人)	プラザおおるり
		だれでもロビーコンサート (参加予定：20人)	プラザおおるり
4月14日	日	ベーゼンドルファーを弾こう (参加予定：9人)	プラザおおるり
4月20日	土	プラザおおるりホールで音楽を聴こう (参加予定：15人)	プラザおおるり

## 令和6年3月分報告分の事務事業について

## 実施(2月22日～3月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月23日	金	富士山の日協力 無料開放日 (参加者:570人)	博物館本館 博物館分館
		遺跡deマルシェ (参加者:約200人)	大井川川越遺跡
2月24日	土	博物館講座「日本刀鑑賞初心者講座」 (参加者:11人)	博物館本館
3月9日	土	博物館講座「はじめての着付け教室」 (参加者:9人)	博物館分館
3月18日～ 4月1日	月 月	博物館本館休館 ※島田市博物館本館常設展示室 ジオラ マビジョン改修工事のため。分館は開館。	博物館本館
3月23日～ 3月31日	土 日	牧之原公園カタクリ園開園	牧之原公園カタ クリ園
3月17日	日	わくわくアトリエ「さくら色のスイーツ デコ」 (参加者:30人)	博物館本館

## 予定(3月28日～4月22日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月28日	木	第3回 諏訪原城跡整備委員会	市役所 諏訪原城跡
4月2日～ 6月9日	火 日	収蔵品展「海野光弘 花の便り」	博物館分館
4月6日	土	分館ちょっと体験「お米の歴史は3000年」 (参加予定:20人)	博物館分館
4月20日～ 6月30日	土 日	収蔵品展「旅の道連れ ～矢立・道中記・ 浮世絵～」	博物館本館
4月21日	日	わくわくアトリエ「かんたんスチレン 版画」 (参加予定:30人)	博物館本館

# 島田市教育委員会定例会議案

議案第8号

令和6年度島田市教育の施策の概要について

令和6年度島田市教育の施策の概要を別冊のとおり定める。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

議案第9号

島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

島田市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局職員職名規則（平成17年島田市教育委員会規則第9号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「主幹」を「主幹 主任主査」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

旧 条 文																																						
<p>(職員の職名)</p> <p>第3条 職員の職名は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">職名</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>調整監</td> <td>技手</td> <td>書記</td> <td>係長</td> <td>主事</td> <td>副作業長</td> <td>作業長</td> <td>自動車運転手</td> <td>管理員</td> <td>業務員</td> <td>調理員</td> <td>課長補佐</td> <td>技師</td> <td>技術員</td> <td>指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>調整監</td> <td>技手</td> <td>書記</td> <td>係長</td> <td>主事</td> <td>副作業長</td> <td>作業長</td> <td>自動車運転手</td> <td>管理員</td> <td>業務員</td> <td>調理員</td> <td>課長補佐</td> <td>技師</td> <td>技術員</td> <td>指導</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">2 省略</p>	職名	部長	次長	課長	調整監	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	技師	技術員	指導		部長	次長	課長	調整監	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	技師	技術員	指導
職名	部長	次長	課長	調整監	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	技師	技術員	指導																				
	部長	次長	課長	調整監	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	技師	技術員	指導																				

例規名 島田市教育委員会事務局職員職名規則

新 条 文																																										
<p>(職員の職名)</p> <p>第3条 職員の職名は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">職名</td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>調整監</td> <td>主任</td> <td>技手</td> <td>書記</td> <td>係長</td> <td>主事</td> <td>副作業長</td> <td>作業長</td> <td>自動車運転手</td> <td>管理員</td> <td>業務員</td> <td>調理員</td> <td>課長補佐</td> <td>主査</td> <td>事務員</td> <td>技術員</td> <td>指導</td> </tr> <tr> <td></td> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>調整監</td> <td>主任</td> <td>技手</td> <td>書記</td> <td>係長</td> <td>主事</td> <td>副作業長</td> <td>作業長</td> <td>自動車運転手</td> <td>管理員</td> <td>業務員</td> <td>調理員</td> <td>課長補佐</td> <td>主査</td> <td>事務員</td> <td>技術員</td> <td>指導</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">2 省略</p>	職名	部長	次長	課長	調整監	主任	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	主査	事務員	技術員	指導		部長	次長	課長	調整監	主任	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	主査	事務員	技術員	指導
職名	部長	次長	課長	調整監	主任	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	主査	事務員	技術員	指導																						
	部長	次長	課長	調整監	主任	技手	書記	係長	主事	副作業長	作業長	自動車運転手	管理員	業務員	調理員	課長補佐	主査	事務員	技術員	指導																						



学校医の変更及び委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、委嘱している学校医（耳鼻科）を変更し新たな学校医（耳鼻科）を次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

1 委嘱年月日

令和6年4月1日

2 委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 学校医（耳鼻科）の氏名等

学校名	氏名
島田第二小学校	かつみ しょうこ 勝見 彰子

4 選任事由

島田第二小学校の学校医（耳鼻科医）の委嘱期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっているが、これまで委嘱していた学校医に代わり、島田市医師会から新たな学校医の推薦があったため、前任者の残任期間について委嘱をする。

議案第11号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日  
令和6年4月1日
- 2 委嘱期間  
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の氏名等  
下記のとおり

記

学校名	内科	眼科	耳鼻科	歯科	薬剤師
金谷小学校	さかいとしあき 坂井敏明 おだたかひろ 織田孝裕	かわごえなおあき 川越直頭	すぎもととしひこ 杉本俊彦	しばたたくし 柴田武士 つるながなおし 鶴長尚志	しんじひさこ 進士寿子
五和小学校	こはらひろつぐ 小原弘嗣 ひらいとしゆき 平井利幸			かとうこうじ 加藤浩司	たしろりつこ 田代律子
川根小学校	たかぎはやと 高木勇人			またひらともふみ 又平基史	すぎもりいさお 杉森勲
金谷中学校	さかいとしあき 坂井敏明 おだたかひろ 織田孝裕			すぎうらかずたか 杉浦一隆 つるながなおし 鶴長尚志	かわらざきくにひろ 河原崎邦弘
川根中学校	たかぎはやと 高木勇人			よしかわもとひと 吉川元仁	むらたともやす 村田朋康

議案第12号

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（平成17年島田市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「風、水、震、火災その他非常災害」を「地震、水害、火災、その他の災害」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 地震、水害、火災、その他の災害により次のいずれかに該当する場合

ア 職員の住居が滅失又は破壊された場合

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

第3条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第3号に該当する場合 同号に規定する事実があつた日（一の災害において、同号に規定する事実があつた日が複数ある場合は、最も早い日）から起算して7日を経過する日までの間において必要と認める期間

(2) 前条第14号に該当する場合 大学の課程における1年間において10日間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の県費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた職務に専念する義務の免除から適用し、同日前に受けた職務に専念する義務の免除については、なお従前の例による。

例規名 果費負担職員職務に専念する義務の免除に関する規則

新 条 文	旧 条 文
<p>(免除される場合) 第2条 条例第2条第4号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 地震、水害、火災、その他の災害により交通が遮断された場合 (3) 地震、水害、火災、その他の災害により次のいずれかに該当する場合は、<u>職員の住居が滅失又は破壊された場合</u> <u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に居る者の生活に必要な水、食料等が著しく不足し、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合</u></p> <p>(4) } 省略 (15)</p> <p>(免除される期間) 第3条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその都度必要と認められる期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 前条第3号に該当する場合 同号に規定する事実があった日（一の災害において7日を経過する日までの間において必要と認められる期間） (2) 前条第14号に該当する場合 大学の課程における1年間において10日間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p>	<p>(免除される場合) 第2条 条例第2条第4号の規定により、その職務に専念する義務を免除される場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略 (2) 風、水、震、火災その他非常災害により交通が遮断された場合 (3) 風、水、震、火災その他天災地変により職員の住居が滅失又は破壊された場合</p> <p>(4) } 省略 (15)</p> <p>(免除される期間) 第3条 前条各号の場合において、その職務に専念する義務を免除される期間は、それぞれその都度必要と認められる期間とする。ただし、第3号の場合においては1週間、<u>第14号の場合にあっては10日間を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間とする。</u></p>

## 議案第13号

島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程（平成17年島田市教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

第5条第1項中「より」を「次に掲げる書類の写しを添えて、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 運転免許証
- (2) 自動車検査証
- (3) 自動車検査証記録事項（自動車検査証に有効期限の記載がない場合に限る。）
- (4) 自賠責保険等の証明書
- (5) 任意保険の保険証券又は共済証書

第5条第2項中「事項」を「自家用車」に、「校長に」を「同項の規定により」に改め、同項ただし書を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定により承認を受けた職員は、第1項各号に掲げる書類の有効期限若しくは満期日の更新又は契約の相手方若しくは賠償額の変更があった場合は、当該書類の写しを添えてその旨を届け出なければならない。  
別記様式を次のように改める。

公務に使用する自家用車申請書

年 月 日

学校長

職員番号

申請者

氏 名

次のとおり、自家用車の公務使用を申請します。

<input type="checkbox"/>	自動車の運転経験が1年以上ある。
<input type="checkbox"/>	過去1年間で交通違反による刑事処分（反則金の納付を除く。）若しくは免許の取消し又は停止等の行政処分を受けていない。
<input type="checkbox"/>	使用する車両は申請者又はその親族等が所有するものである（申請者が所有する車両でない場合は、所有者の氏名及び続柄を記入すること）。 登録番号（車両番号）： 所有者氏名： 続柄：
<input type="checkbox"/>	使用する車両の自動車検査証が有効なものである。
<input type="checkbox"/>	自賠償保険等に参加している。
<input type="checkbox"/>	次の条件をいずれも満たす任意保険に参加している。 ・対人賠償額が無制限及び対物賠償額が1,000円以上の任意保険契約 ・補償額が1,000万円以上の人身傷害補償保険契約又は搭乗者傷害保険契約
<input type="checkbox"/>	自家用車の公務使用中に交通事故を起こした場合、自賠償保険等及び任意保険の保険金と同じ額を損害賠償に充てることについて承諾する。

(注)

- 1 該当する場合は□にレ印を記入すること。
- 2 運転免許証、自動車検査証、自動車検査証記録事項（自動車検査証に有効期限の記載がない場合に限る。）、自賠償保険等の証明書及び任意保険の保険証券又は共済証書を提示し、その写しを添付すること。
- 3 使用する自家用車に変更が生じた場合は、その都度申請すること。
- 4 2に掲げる書類の有効期限若しくは満期日の更新又は契約の相手方若しくは賠償額の変更があった場合は、当該書類の写しを添えてその旨を届け出なければならない。

上記の申請を承認します。 年 月 日	校 長 承認印	
-----------------------	------------	--

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。

新 規 案 文  
 例規名 島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程

対 照 表

新 規 案 文	旧 案 文
<p>(使用の承認の手続)</p> <p>第5条 自家用車の公務使用をしようとする職員は、公務に使用する自家用車申請書(別記様式)に次に掲げる書類の写しを添えて、校長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 自動車検査証</p> <p>(3) <u>自動車検査証記録事項(自動車検査証に有効期限の記載がない場合に限る。)</u></p> <p>(4) 自賠責保険等の証明書</p> <p>(5) 任意保険の保険証券又は共済証書</p> <p>2 職員は、前項の規定により申請した自家用車に変更が生じた場合は、直ちに同項の規定により申請しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 前項の規定により承認を受けた職員は、<u>第1項各号に掲げる書類の有効期限若しくは満期日の更新又は契約の相手方若しくは賠償額の変更があった場合は、当該書類の写しを添えてその旨を届け出なければならない。</u></p> <p>5 省略</p>	<p>(使用の承認の手続)</p> <p>第5条 自家用車の公務使用をしようとする職員は、公務に使用する自家用車申請書(別記様式)により校長に申請しなければならない。</p> <p>2 職員は、前項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、直ちに校長に申請しなければならない。<u>ただし、運転免許証若しくは自動車検査証の有効期限又は自賠責保険等若しくは任意保険の満期日の更新に係る変更の場合には、それらを証する書類の写しを添えてその旨を届け出ることをもって足りるものとする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>



別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用車申請書

年 月 日

学校長

職員番号

申請者

氏 名

次のとおり、自家用車の公務使用を申請します。

- 自動車の運転経歴が1年以上ある。
- 過去1年間で交通違反による刑事処分（反則金の納付を除く）若しくは免許の取消し又は停止等の行政処分を受けていない。
- 使用する車両は申請者又はその親族等が所有するものである（申請者が所有する車両でない場合は、所有者の氏名及び続柄を記入すること。）。
- 登録番号（車両番号）：  
所有者氏名：  
続柄：
- 使用する車両の自動車検査証が有効なものである。
- 自賠責保険等に加入している。
- 次の条件をいずれも満たす任意保険に加入している。  
・対人賠償額が無制限及び対物賠償額が1,000円以上の任意保険契約  
・補償額が1,000万円以上の人身傷害補償保険契約又は搭乗者傷害保険契約  
自家用車の公務使用中に交通事故を起こした場合、自賠責保険等及び任意保険の保険金と同じ額を損害賠償に充てることについて承諾する。

(注)

- 1 該当する場合は□にレ印を記入すること。
- 2 運転免許証、自動車検査証、自動車検査証記載事項（自動車検査証に有効期限の記載がない場合に限る）、自賠責保険等の証明書及び任意保険の保険証券又は共済証書を提示し、その写しを添付すること。
- 3 使用する自家用車に変更が生じた場合は、その都度申請すること。
- 4 2に掲げる書類の有効期限若しくは満期日の更新又は契約の相手方若しくは賠償額の変更があった場合は、当該書類の写しを添えてその旨を届け出なければならぬ。

上記の申請を承認します。

年 月 日

校長  
承認印

別記様式（第5条関係）

公務に使用する自家用車申請書

年 月 日

学校長 様

職員番号

申請者

氏 名

氏 名

島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、自家用車の公務使用中に交通事故を起こした場合、自賠責保険等及び任意保険の保険金と同じ額を損害賠償に充てることについて承諾します。

運転免許証	有効期限	年 月 日
1年以上の運転経歴		
免許の取消し又は停止（過去1年以内）		
交通違反による刑事処分（過去1年以内）		
使用車両	車検有効期限	年 月 日
	登録番号（車両番号）	
	所有者氏名・続柄	
自賠責保険等	満期日	年 月 日
	満期日	年 月 日
任意保険	対人賠償	無制限
	対物賠償	
	人身傷害	
	搭乗者傷害	
校長承認	上記の申請を承認します。(印)	

(注)

- 1 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書及び任意保険の保険証券又は共済証書を提示し、その写しを添付すること。
- 2 申請内容に変更が生じた際は、その都度申請すること。ただし、運転免許証若しくは自動車検査証の有効期限又は自賠責保険等若しくは任意保険の満期日の更新に係る変更の場合には、それらを証する書類の写しを添えてその

旨を届け出ることをもって是りるものとする。

議案第14号

島田市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について

島田市就学支援委員会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

島田市就学支援委員会規則の一部を改正する規則

島田市就学支援委員会規則（平成17年島田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日まで」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

対 照 表

旧 条 文
<p>(任期)            第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。            2 省略</p>

新 旧 条 文

例規名 島田市就学支援委員会規則

新 条 文
<p>(任期)            第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。            2 省略</p>

※本案は撤回となりました。

※本案は撤回となりました。

議案第16号

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

島田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

島田市教育委員会事務局組織規則（平成17年島田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第3号を次のように改める。

(3) 社会教育課青少年係 子ども・若者支援地域協議会に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

対 照 表

例規名 島田市教育委員会事務局組織規則

新 旧 条 文

新 条 文	旧 条 文
<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)            第14条 省略            2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。            (1) 省略            (2) 省略  <u>(3) 社会教育課青少年係 子ども・若者支援地域協議会に関すること。</u>            (4) 省略            (5) 省略</p>	<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)            第14条 省略            2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。            (1) 省略            (2) 省略            (3) 社会教育課青少年係 次に掲げる事務  <u>ア 青少年問題協議会に関すること。</u>  <u>イ 子ども・若者支援地域協議会に関すること。</u>            (4) 省略            (5) 省略</p>

旧 条 文	新 条 文
<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)            第14条 省略            2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。            (1) 省略            (2) 省略            (3) 社会教育課青少年係 次に掲げる事務  <u>ア 青少年問題協議会に関すること。</u>  <u>イ 子ども・若者支援地域協議会に関すること。</u>            (4) 省略            (5) 省略</p>	<p>(市長の権限に属する事務の補助執行)            第14条 省略            2 教育部長、次長並びに次の各号に掲げる課及び係に置かれる課長、参事、課長補佐及び係長の職にある者並びに当該係の係員は、前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定により、市長の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を補助執行するものとする。            (1) 省略            (2) 省略            (3) 社会教育課青少年係 次に掲げる事務  <u>ア 青少年問題協議会に関すること。</u>  <u>イ 子ども・若者支援地域協議会に関すること。</u>            (4) 省略            (5) 省略</p>



議案第17号

地域学校協働活動推進員及び島田市地域と学校の連携・協働体制構築事業  
運営委員会運営委員の委嘱又は任命について

島田市地域と学校の連携・協働体制構築事業実施要綱第5条第1項及び島田市地域と学校の連携・協働体制構築事業運営委員会要領第3条第1項の規定により、地域学校協働活動推進員及び島田市地域と学校の連携・協働体制構築事業運営委員会運営委員を次のとおり委嘱又は任命する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱または任命する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	ふじた かずこ 藤田 和子	島田市三ツ合町	学校長の推薦者、 地域関係者 4期目
再	じんま たかこ 新聞 たか子	島田市南一丁目	学校長の推薦者、 地域関係者 3期目
再	まちい なおよ 待井 尚世	島田市河原二丁目	学校長の推薦者、 地域関係者 3期目
再	おおいし あるま 大石 歩真	島田市旗指	学校長の推薦者、 地域関係者 2期目
再	たかはし えつこ 高橋 恵津子	藤枝市駅前	学校長の推薦者、 行政関係者 (六合公民館長) 4期目
再	おおつか まさひろ 大塚 政浩	島田市阪本	学校長の推薦者、 行政関係者 (初倉公民館長) 3期目
再	すずき なおこ 鈴木 尚子	島田市島	学校長の推薦者、 地域関係者 5期目

再	よしかわ 吉川	もとひと 元仁	島田市川根町家山	学校長の推薦者、 地域関係者	5期目
再	さかきばら 榑原	なおよ 直代	島田市向谷四丁目	学校長の推薦者、 地域関係者	2期目
再	ますだ 増田	ゆうこ 裕子	島田市伊太	学校長の推薦者、 地域関係者	2期目
新	まつした 松下	のぼる 昇	島田市相賀	学校長の推薦者、 地域関係者	1期目
再	なかざわ 中澤	ゆうぞう 雄藏	島田市神座	学校長の推薦者、 地域関係者	4期目
再	はぎわら 萩原	はるお 治男	島田市伊久美	学校長の推薦者、 地域関係者	2期目
再	おざわ 小澤	けいじ 啓次	島田市中溝町	学校長の推薦者、 地域関係者	3期目
新	たかはし 高橋	ひさえ 久恵	島田市横井四丁目	学校長の推薦者、 地域関係者	1期目
再	たかすぎ 高杉	ようこ 陽子	島田市中河町	学校長の推薦者、 地域関係者	2期目
新	たかはし 高橋	りえこ 理恵子	島田市ばらの丘一丁目	学校長の推薦者、 地域関係者	1期目
再	つかもと 塚本	のぶこ 展子	島田市大柳南	学校長の推薦者、 地域関係者	3期目
再	まつもと 松本	かよこ 佳代子	島田市御飯屋町	学校長の推薦者、 地域関係者	3期目
再	いざわ 井澤	みな 美奈	島田市井口	学校長の推薦者、 地域関係者	2期目

新	こながや ゆき 小長谷 有希	島田市東町	学校長の推薦者、 地域関係者 1 期目
再	とざわ まり 登澤 真理	島田市金谷清水	学校長の推薦者、 地域関係者 5 期目
再	かとう はるみ 加藤 はる美	島田市島	学校長の推薦者、 地域関係者 5 期目

4 選任事由 任期満了に伴う選任

島田市ペアレントサポーターの委嘱について

島田市ペアレントサポーター設置要綱第3条の規定により、島田市ペアレントサポーターを次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	おおたに ちえこ 大谷 千栄子	島田市新田町	子育て知識を有する者、 子育て経験者 15期目
再	すぎむら みちこ 杉村 行子	島田市高島町	子育て知識を有する者、 子育て経験者 15期目
再	すぎもと あきこ 杉本 章子	島田市湯日	子育て知識を有する者、 子育て経験者 15期目
再	のなか えみこ 野中 恵美子	島田市月坂	子育て知識を有する者、 子育て経験者 15期目
再	ふじた かずこ 藤田 和子	島田市三ツ合町	子育て知識を有する者、 子育て経験者 15期目
再	あきた みやこ 秋田 美八子	島田市三ツ合町	子育て知識を有する者、 子育て経験者 13期目
再	おおい よしこ 大井 喜子	島田市金谷下十五軒	子育て知識を有する者、 子育て経験者 12期目
再	たかすぎ ようこ 高杉 陽子	島田市中河町	子育て知識を有する者、 子育て経験者 12期目

	氏 名	住 所	摘 要
再	たかはし のりこ 高橋 典子	島田市川根町家山	子育て知識を有する者、 子育て経験者 8期目
再	すぎやま りえ 杉山 里恵	島田市高島町	子育て知識を有する者、 子育て経験者 6期目
再	ますだ このみ 増田	島田市伊太	子育て知識を有する者、 子育て経験者 6期目
再	たにさか のりえ 谷坂 宣江	島田市野田	子育て知識を有する者、 子育て経験者 3期目
再	はやつ みか 早津 美香	島田市ばらの丘一丁目	子育て知識を有する者、 子育て経験者 3期目
新	たかはし りえこ 高橋 理恵子	島田市ばらの丘一丁目	子育て知識を有する者、 子育て経験者 1期目
新	もりや やすよ 守谷 安世	島田市川根町家山	子育て知識を有する者、 子育て経験者 1期目

4 選任事由 任期満了に伴う選任

議案第19号

少年育成教室「しまだガンバ！」指導員の委嘱について

少年育成教室「しまだガンバ！」運営要綱第6条第2項の規定により、少年育成教室「しまだガンバ！」指導員を次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	おざわ やすえ 小澤 康恵	島田市伊太	野外活動等の青少年指導 経験者 20期目
再	あらなみ こうだい 荒浪 紘大	島田市向谷元町	静岡県青少年指導者養成事 業認定者 20期目
再	やまかわ てつた 山河 哲太	島田市旗指	静岡県青少年指導者養成事 業認定者 13期目
再	おおいし たつみ 大石 立美	焼津市宗高	静岡県青少年指導者養成事 業認定者 13期目
再	しのがや みちと 篠ヶ谷 路人	榛原郡吉田町	野外活動等の青少年指導 経験者 10期目
再	ひろせ よしあき 廣瀬 佳朗	島田市金谷根岸町	野外活動等の青少年指導 経験者 10期目
再	よしの あつむ 吉野 集	富士宮市山本	野外活動等の青少年指導 経験者 8期目
再	たかすぎ ようこ 高杉 陽子	島田市中河町	野外活動等の青少年指導 経験者 4期目
再	つかもと ひでお 塚本 英夫	牧之原市勝間	野外活動等の青少年指導 経験者 2期目

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

議案第20号

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第30条第2項の規定により、六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	かわむら はるお 河村 晴夫	島田市岸町	地域の代表者（六合コミュニティ委員長）
新	ますだ しげこ 増田 しげ子	島田市道悦一丁目	社会教育の関係者（六合公民館市民学級長）
新	よこたがわ ふみひろ 横田川 文浩	島田市東町（学校）	学校教育の関係者（六合東小学校長）

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

参 考（任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの委員）

	氏 名	住 所	摘 要
	むらた みつお 村田 光男	島田市道悦四丁目	学識経験者（六合子どもチャレンジクラブ推進委員） 5期目
	もちづき よしひろ 望月 義弘	島田市岸町	地域の代表者（岸町自治会長） 1期目
	おおた えりな 太田 恵里菜	島田市道悦一丁目	社会教育の関係者（公民館活動団体委員） 1期目

議案第21号

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第30条第2項の規定により、初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	ながた きよし 永田 清	島田市井口	地域の代表者（初倉地区自治会長・町内会長会）
新	はまお たかのり 濱尾 孝徳	島田市阪本（学校）	学校教育の関係者（初倉小学校校長）

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

参 考（任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの委員）

	氏 名	住 所	摘 要
	おおつか みつこ 大塚 光子	島田市阪本	家庭教育の関係者（初倉地区民生・児童委員）5期目
	たいこう かつお 太向 勝男	島田市月坂	社会教育の関係者（初倉生涯学級代表）3期目
	いけだ ひろお 池田 廣男	島田市船木	地域の代表者（初倉コミュニティ委員会会長）1期目
	まつうら やすえ 松浦 安江	島田市阪本	社会教育の関係者（初倉あゆみ学級長）1期目



島田市スポーツ推進委員の委嘱について

島田市スポーツ推進委員規則（教育委員会規則第1号）の規定に基づき、島田市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和6年3月28日提出

島田市教育委員会教育長 山中史章

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	あさひな のぶこ 朝比奈 伸子	島田市志戸呂	スポーツ経験者 11期目
再	つかもと はるお 塚本 春雄	島田市東町	スポーツ経験者 11期目
再	せりざわ ゆたか 芹澤 豊	島田市元島田	スポーツ経験者 11期目
再	ますだ よりこ 増田 依子	島田市向島町	スポーツ経験者 11期目
再	きたがわ みさち 北川 美幸	島田市神座	スポーツ経験者 11期目
再	おおはし としはる 大橋 俊晴	島田市伊久美	スポーツ経験者 11期目
再	すぎはし まゆみ 杉橋 真弓	島田市竹下	スポーツ経験者 11期目
再	いわもと けんいち 岩本 謙一	島田市東町	スポーツ経験者 10期目
再	おおしま ゆきこ 大嶋 由紀子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 10期目
再	やぎ ひでお 八木 英夫	島田市船木	スポーツ経験者 8期目
再	やぎ みわこ 八木 美和子	島田市東町	スポーツ経験者 8期目

	氏 名	住 所	摘 要
再	たけうち こういち 竹内 康一	菊川市柳三丁目	スポーツ経験者 8期目
再	もりぐち さとみ 森口 里美	島田市相賀	スポーツ経験者 7期目
再	うえの のぶこ 上野 伸子	島田市河原一丁目	スポーツ経験者 7期目
再	おおた よしき 太田 佳樹	島田市川根町家山	スポーツ経験者 7期目
再	やました あきこ 山下 彰子	島田市伊太	スポーツ経験者 6期目
再	おちあい せつお 落合 節夫	島田市湯日	スポーツ経験者 5期目
再	つちや まゆみ 土屋 まゆみ	島田市金谷猪土居	スポーツ経験者 5期目
再	みやむら やすゆき 宮村 泰之	島田市大柳	スポーツ経験者 5期目
再	おぐら よしあき 小倉 良昭	島田市ばらの丘二丁目	スポーツ経験者 4期目
再	たてばやし ともこ 立林 智子	島田市横井二丁目	スポーツ経験者 4期目
再	はらき かつじ 原木 克司	島田市川根町抜里	スポーツ経験者 3期目
再	やすだ たけひさ 安田 武央	島田市宮川町	スポーツ経験者 3期目
再	かねこ くみ 金子 久美	島田市東町	スポーツ経験者 2期目
再	ふじわか ひろえ 藤若 博枝	島田市船木	スポーツ経験者 2期目
再	あきた はるな 秋田 陽那	島田市本通三丁目	スポーツ経験者 2期目
再	たけした りえこ 竹下 理恵子	島田市向谷元町	スポーツ経験者 2期目
新	おおすか たくま 大須賀 拓馬	島田市伊太	スポーツ推進委員による推薦 陸上競技経験者
新	おおた ゆうすけ 太田 雄介	島田市金谷根岸町	スポーツ推進委員による推薦 野球経験者

	氏 名	住 所	摘 要
新	<small>まつした</small> 松下 ひとみ	島田市金谷泉町	スポーツ推進委員による推薦 陸上競技経験者
新	<small>もがわ</small> 茂川 こうだい 広 大	島田市川根町身成	スポーツ推進委員による推薦 サッカー経験者

4 選任事由 任期満了に伴う選任



# 協 議 事 項

しまだの教育（リーフレット）について

しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。

次回教育委員会定例会における  
協議事項の集約

2011年12月1日

12月1日



# 報 告 事 項

教育DXフェローの委嘱について

島田市教育DXフェローについて、次のとおり委嘱したので報告します。

記

- 1 委嘱年月日 令和6年3月11日
- 2 任 期 令和6年3月11日から令和9年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

氏 名	経 歴
こい で やす ひさ 小 出 泰 久	別紙資料のとおり

- 4 委嘱に係る基本方針 別紙資料のとおり



## 略歴等

小出泰久（こいでやすひさ）氏 顔写真



フェロー（教育 DX フェロー）

大阪教育大学 教授（客員）

愛知教育大学 教授（客員）

日系企業数社において、システムエンジニアやコンサルティング業務に従事。その後、複数の外資系大手 IT 企業で 10 年以上教育業界に携わる。教育 DX、ならびに子どもたちが将来働きたくなるような日本であるための、日本社会全体の DX をライフワークに、経団連イノベーション委員会エドテック戦略検討会委員のほか、日本教育工学協会、一般社団法人日本教育情報化振興会、公益財団法人学習情報研究センターなど複数の理事を務める。

# 教育DXフェローの委嘱に係る基本方針

## 1 目的

令和6年度からのGIGA第2期を迎えるにあたり、「校務DX計画」や「1人1台端末の利活用に係る計画」の策定等への助言を求め、それらに基づいた教育DXを推進することで、探究的・創造的・協働的・個別最適な学びの実践に繋げていく。

また、ICTの長所を活かしたリアルタイムでの情報共有や、教育データの効果的な分析・活用などにより、教職員の業務の効率化を図り、子供と向き合う時間を確保するなど、学校教育の質の向上を図る。

## 2 任期

令和6年3月11日から令和9年3月31日までとする。

(但し、再任を妨げない。)

## 3 教育DXフェローの業務等

- (1) 国の動向や最新の知見（先行事例）についての情報提供
- (2) GIGA第1期を終える島田市の現状の評価（市のレベル、成果と課題）
- (3) GIGA第2期に向けた島田市の取組についての助言  
～1人1台端末の更新に係る計画（校務DX計画、端末の利活用に係る計画）の策定への助言及び進捗の管理～
- (4) 学校現場における教育用アプリケーションの効果的な活用についての助言
- (5) その他学校教育におけるDX化全般に関すること

令和6年2月分の生徒指導について

令和6年2月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり報告します。

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第 号

島田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

島田市子ども・子育て会議条例（平成25年島田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策その他関連する施策に関する事。

第3条中「15人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（島田市青少年問題協議会条例の廃止）
- 2 島田市青少年問題協議会条例（平成17年島田市条例第158号）は、廃止する。

例規名 島田市子ども・子育て会議条例

新 条 文	旧 条 文
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に掲げる事項に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策その他関連する施策に関すること。</p> <p>(組織) 第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。</p> <p>2 省略</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 島田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設に関すること。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</p> <p>(組織) 第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 省略</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 島田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設に関すること。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</p> <p>(組織) 第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 省略</p>	<p>(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、島田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。</p> <p>(1) 島田市子ども・子育て支援事業計画に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設に関すること。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。</p> <p>(組織) 第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 省略</p>



島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱の一部改正について

島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱の一部改正について、次のとおり報告いたします。

島田市告示第45号

島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱（平成28年島田市告示第60号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月1日

島田市長 染谷 絹代

第6条中「第13条第1号イ」を「第13条第1号ア又はイ」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付を受けようとする団体のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。

第8条中「第13条第4号イ」を「第13条第4号ア又はイ」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

例規名 島田市体験寺子屋事業補助金交付要綱

新 条 文	旧 条 文
<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書（別記様式）</p> <p>(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2. <u>補助金の交付を受けようとする団体のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。</u></p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、規則第13条第1号イに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>規則第13条第10号に規定する資金状況調べ</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号イに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。</p>

旧 条 文	新 条 文
<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、規則第13条第1号イに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>規則第13条第10号に規定する資金状況調べ</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</u></p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号イに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、あらかじめ、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書（別記様式）</p> <p>(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2. <u>補助金の交付を受けようとする団体のうち概算払を受けようとするものは、前項各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するものとする。</u></p> <p>(交付決定の通知)</p> <p>第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとする。</p>

## 公民館類似施設の運営委員会委員の委嘱について

公民館類似施設の運営委員会委員について、次のとおり決定したので報告します。

## 【選出区分代表者の変更に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

## (1) 大津農村環境改善センター

	氏 名	住 所	摘 要
新	いみぎ だいすけ 五十右 大亮	島田市ばらの丘	学校教育関係者（大津小学校PTA会長）
新	おおつか れいこ 大塚 礼子	島田市落合（学校）	学校教育関係者（大津小学校長）

参考（任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの委員）

	ほそだ ひでこ 細田 秀子	島田市大草	社会教育関係者（大津高齢者学級副学級長）3期目
	ながい じゅん 永井 潤	島田市大草	地域の代表者（大津自治会長）1期目
	あおの のぶゆき 青野 信行	島田市野田	地域の代表者（大津自治会副会長）1期目
	はやっ みか 早津 美香	島田市ばらの丘	家庭教育関係者（子育て支援えのころ会員）1期目

## (2) 北部ふれあいセンター

	氏 名	住 所	摘 要
新	こじま のりこ 小嶋 則子	島田市神座	学校教育関係者（元教員）

参考（任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの委員）

	きたがわ みさち 北川 美幸	島田市神座	社会教育関係者（社会教育講座講師）4期目
--	-------------------	-------	----------------------

	いけがや たかし 池ヶ谷 孝	島田市神座	地域の代表者(神座鵜網自治会長) 1期目
	すずき やすみち 鈴木 康道	島田市相賀	地域の代表者(相賀町内会協議委員) 1期目
	ひもの たみこ 火物 民子	島田市相賀	地域の代表者(相賀町内会参与) 1期目
	うわいど かずお 上井戸 和男	島田市伊太	地域の代表者(伊太区自治会書記) 1期目

(3) 初倉西部ふれあいセンター

	氏 名	住 所	摘 要
新	くりた よしひろ 栗田 佳宏	島田市湯日	地域の代表者(湯日自治会長)

参考(任期が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの委員)

	しんば しゅんさく 榛葉 俊作	島田市湯日	社会教育関係者(白寿会会長) 2期目
	かとう ちえこ 加藤 千恵子	島田市牧之原	地域の代表者(しろやまサロンスタッフ) 2期目
	おおいし えみこ 大石 恵美子	島田市湯日	社会教育関係者(社会教育講座講師) 1期目
	まつもと みつる 松本 満	島田市湯日	地域の代表者(湯日の子ども達を見守る会副代表) 1期目
	くればやし ひろみ 紅林 裕美	島田市湯日	家庭教育関係者(初倉小学校PTA湯日地区長) 1期目

4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

【任期満了に伴う選任】

- 1 委嘱年月日 令和6年4月1日
- 2 任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

(1) 川根地区センター

	氏 名	住 所	摘 要
新	よしかわ もとひと 吉川 元仁	島田市川根町家山	学識経験者（歯科医）
新	うえだ すみえ 植田 寿美江	島田市川根町身成	社会教育関係者（元保育士）
新	ますだ すみえ 増田 澄江	島田市川根町家山	地域の代表者（島田市シルバー人材センター理事）
再	えのき よしひろ 榎 芳宏	島田市川根町家山	地域の代表者（まちづくり川根の会職員）2期目
再	ひらぐち まづる 平口 真鶴	島田市川根町家山	家庭教育関係者（元川根小学校サッカースポーツ少年団父母の会）2期目
再	はた ひろし 畑 浩	島田市川根町家山（学校）	学校教育関係者（川根小学校校長）2期目

- 4 選任事由 任期満了に伴う選任

島田市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則について

島田市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則について、別紙のとおり報告します。

島田市規則第 号

島田市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則

島田市青少年問題協議会条例施行規則（平成17年島田市規則第137号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
（市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）
- 2 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成24年島田市規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

新 規 文

対 照 表

例規名 島田市青少年問題協議会条例施行規則を廃止する規則

新 規 文	旧 規 文
<p>○附則第2項関係（市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則） （補助執行） 第4条 省略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務を補助する職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をして補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>○附則第2項関係（市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則） （補助執行） 第4条 省略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、地方自治法第180条の2の規定に基づき教育委員会の事務を補助する職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員をして補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>3 省略</p>